

おります。この事務につきましては本来委任をした国、もしくは自治体で執行すべき事務でございますが、それを便宜的に市長に委任をされたものでございます。これらにつきましては超過負担につきましてはかなり明確に算出の根拠が出せるわけでございます。それから団体委任事務というのがございます。これは地方自治法第二条第九項の規定に基づきまして市町村に委任をされた事務でございます。この事務につきましては市町村の固有の事務と混同いたしております。また委任された時点におきまして、その事務の内容はその団体自身の事務として取り扱うというような形をとっておりますし、またその地域の住民のための行政であるというようなことから、団体委任事務につきましては超過負担の割合が判然といたしております。したがって一部につきましては、この中でも超過負担として計算をしておりますが、その多くのものにつきましては、超過負担の実態がつかみつかでありませんので出しておりません。

主としてこれらの財源措置については地方交付税において算定をするというような措置をとっておりますので、これは地方交付税との関連でないとなかなか超過負担というものが出てこないということでございます。それからいま一つの問題として機関委任

事務あるいは団体委任事務というものはかなり広範にわたっておりますし、一般行政事務と市町村の固有の事務との間に複雑に入り組んでおります。総体的な行政事務の中で団体委任事務あるいは機関委任事務がはたしてどの程度の割合になるかということにつきましては、現段階においては判然といたしておりません。

以上が委任事務に対するアウトラインでございます。

次にその超過負担の具体的な内容について御説明を申し上げます。

四ページの集計表をごらんいただきたいと思っております。

四十八年度の超過負担が

建設事業にいたしまして九千九百四万三千円、事務運営事業にいたしまして一億一千二百六十二万四千円、合計をいたしました二億一千六百六十七万七千円という額でございます。また四十九年度におきましては建設事業にいたしまして九千七百四十一万七千円、事務運営事業にいたしまして一億七千八百七十一万七千円、合計いたしますと二億七千五百五十八万八千円という額になるわけでございます。

この集計の内容につきましては五ページ以下に記載をしております。

まず四十八年度の例をとってみますと、建設事業にいたしまして一番左に事業名を記載いたしております。二番目に実施事業が記載してございまして、これはた

たとえば第七小学校新築事業の場合ならば、その全事業費をそこに計上いたしてございます。実施事業のうちの数量、これはその実施をした数量でございます。それから実施事業に対する全事業費が四番目に掲載をしております金額で、これが総事業費でございます。それから数量の中で資格内とか資格外と書いてございしますのは補助金の対象にならなかつたものでございします。それから実施事業のうちの単価というのは、単純に事業費を数量で割ったものでございします。それでその次に、この全事業費のうち国庫補助対象となつた事業はどれであるかということが記載してございます。まず対象となつた数量、それに対する事業費、単価、それから補助金の率が記載されております。その次の差引事業費というのは、最初の総事業費から補助事業費を差し引きしましたものでございします。それから資格内のうちどのような内容があるかといいますと、冒頭にも申し上げましたように単価差、数量差、そのほかに交付差とか対象差というふうなものも出ておりますが、そこには交錯して計上してございましてそれらの合計額が次の欄に記載されてございます。それからその次の資格外事業費の内訳と事業費が出ており

ます。それから超過負担といたしましては、最初の総事業費から国庫補助事業費を引きました差引事業費に補助率をかけたもので、最後の欄に出ております。それからいわゆる超過負担というものでございします。これが一般の補助事業、建設事業の場合でございます。本日は四十八年

次のページに記載されておりますものがいわゆる委託事業の関係でございまして一番左に事業名がございまして、その次の実施事業——事業を実施するためにどのような経費がかつたかということでございます。その内訳として人件費と事務事業運営費、それからその実施事業に対しまして国庫負担——国の補助金として幾らきたかというところがその次の欄でございまして、これも人件費と事務事業運営費、合計というふうに入れてございます。その欄の一番右が交付率でございます。それから実施事業の合計額から補助事業の合計額を引いたものが差引事業費ということでございます。この差引事業費の内訳が、人件費と事務運営費と分れて次の欄に書いてございます。そしてこの差引事業費に交付率をかけたものが超過負担というふうな形で出てまいります。

以上のような方法によりまして算定をいたしました数値が四ページに出ております集計表のとおり、四十八年度において二億一千六百六十六万七千円、四十九年度において二億七千五百五十八万八千円という金額に相なった次第でございます。

以上雑ばくでございますが、資料の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で説明は終わりました。

○十七番(関 米吉君)

初日の一般質問において指摘しましたように、地方財政の硬直化ということから、各地方自治体におきましては特に超過負担の問題あるいは委任事務の問題が、地方財政健全化という面から大きく取り上げられていることは御承知のとおりでございます。

いま単純にいろいろと御説明を承りましたように、この超過負担の問題については数量差、単価差、対象差というような面のいろいろな見方もあるわけでございますが、とにかく一応本日提出されました資料をざっと見ただけにおいても、四十八年度で二億一千六百六十六万七千円、四十九年度で二億七千五百五十八万八千円となりまして年々この問題はわが市における財政の圧迫の原因の一つにもなっているものと思われるわけです。したがいまして膨大なしかも貴重な資料を本議会に提出していただ

きましたこの努力については感謝申し上げるわけでございますが、せっかくのこの資料を單なる本会議における説明資料にとどめることなしに、これからいろいろな面

いろいろな立場において、国に対してこういうような超過負担の問題については早急に解消するように、一その努力を理事者に促したいと思ひます。

私もこの資料に基づいて、この次の議会あるいはまたその次の議会等におきましても、この問題については今後の福生の財政危機を打開するために、どのような形においてどのようなプラスな活動が行なわれたかということとこれをこれから監視し続けていきたいと思いますので、理事者の特段の努力をお願いしたいと思います。

○議長(貫井喜代次君)

以上で本件は終わります。

○議長(貫井喜代次君)

これより日程に入ります。

日程第一推せん第一号 福生市農業委員会委員の推せんについてを議題といたします。

本推せん案中 被推せん人の竹田政勝君及び岩田 博君の両名は、現在の議員でもあり本会議に出席しておりますので 地方自治法第百十七条の規定

閣議員の  
資格提出

推一

により除斥したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

御異議なしと認めます。

よって両君を除斥する

ことに決定いたしました。

（九番竹田政勝君 二十三番岩田 博君退場）

○議長（貫井喜代次君）

本案について提出者高波 忠君から説明を求めます。

（二十一番高波 忠君登壇）

○二十一番（高波 忠君）

御指名がございましたので、御説明申し上げます。

農業委員会委員の推せんにつきましては、建設委員会に一任されたので、去る十六日建設委員全員におきまして協議選考いたしました。その結果、経験、学識ともに豊かな竹田政勝君、岩田 博君、平井賢治君の三氏を全員一致によりまして選考推せんいたしましたので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（貫井喜代次君）

以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

長  
官  
官  
官

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

本案は原案とおり推せんすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

御異議ありませんので、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

本推せん第一号は原案とおり推せんすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（貫井喜代次君）

起立十九名、多数であります。

よって推せん第一号は原

案とおり推せんことに決定いたしました。

（九番竹田政勝君 二十三番岩田 博君入場）

○議長（貫井喜代次君）

日程第二陳情第二号 警報機設置反対に関する陳

陳三

陳四

陳五

陳六

閉会中の総務課  
査（請）（経過）

陳二

請一

情書を議題といたします。

本件につきましては、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設委員長宇佐美良時君登壇)

○建設委員長（宇佐美良時君）

審査報告を申し上げます。

(陳情審查報告書朗讀)

別添參照

続きまして補足説明を申し上げます。

本件については、まず現地視察を行なった後、審査に入りました。また委員の要求により、議会議務局長から昭和四十八年第一回定例会に提出された警報機設置についての請願の採択に至るまでの経過説明、担当課長から国鉄に対する交渉の経過説明を受けました。特に国鉄側から、本年五月二十九日、市に対し五百三十数万円で設計が終わったとの連絡があり、つづいて予納金の準備をしておくようにとの段階にまでできております。なお、設計の概略は警報機、機を電車の進行方向の左側につけること、踏切の幅員は一メートル五十センチのコンクリート製とし、さらに周囲のさくを補強することであり、ます。

本件については議員諸兄にはすでに御承知のとおり、過去に提出された設置についての陳情が採択されており、かつ事務的にも設計も終わっていること、その他の状況から考え、当委員会としては本陳情書を全員一致不採択とすべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定とおり御協力をお願い申し上げまして、補足説明いたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代、人君)

以上で質疑を終わります。

陳情第二号に對する委員會の報告は不採択と決定でありますので、陳情書の原文につきまして起立により採決いたします。

おはかりいたします。

陳情第二号については、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます  
(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立なし。よって陳情第二号は委員会報告とおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三請願第一号武蔵野台一丁目町会集会所建設に関する請願書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務委員長田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明をいたします。

本件審査に当たっては、現存の町会の会館をつくるのにその町会の人たちが非常な努力をしてそれぞれの会館を建設しており、それを考えたとき、本陳情のように土地、建物等全額市負担での建設というのは、市民感情からも問題があると思う。また市で建設するならばいま不足している保育園や幼稚園を並設した会

館とし、町会で管理してもらうのはどうか。さらに広い意味での住民が利用できる図書室や福祉施設の機能を特に持ったものにすべきではないか等々の意見が多々

ありました。しかしながら以前にも本請願と同じような趣旨の陳情等も願意を了

として採択していることもあり、また理事者においても自治省や都の指導と同じよ

うに、公共施設をつくる場合市民全体のレベルアップとなるかどうかを考えるわけである。そこで市としては各町会に会館があるのは好ましいことであるが、今後は単に町

会役員のみが集まるような施設ではなく、少なくとも市民の教養を高めることや余暇の対策等考えて、市民の間の連帯感を強めるような施設とするのがよいと考

えている。そこでまず市民全体の公共的なもの、すなわち中央の市民会館、公民

館、図書館をつくり、順次下部施設をつくっていく。町会の会館については以前に住

民の努力によりつくられたものとかね合い、町会への住民の加入率の低い町会の関係等むすかしい問題もあるが、将来においては財政的余裕を見て町会の会館をつく

ていきたいという理事者側の答弁もあり、当委員会としては慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって本件を採択すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議願います。当委員会の決定とおり御採択くださいますよう

お願いいたしまして、補足説明いたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。  
これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

請願第一号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委

員会報告とあり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって請願第一号は委員会

報告とあり採択と決定いたしました。

○十七番(関 米吉君)

議長の議事運営にささか意見があるので、休憩し

てください。

○議長(貫井喜代次君)

暫時休憩いたします。

午前十時三十二分

休憩

午前十時三十五分

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第四陳情第三号 母子福祉会に対する補助金の交付に関する陳情書  
を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告  
願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

審査報告いたします。

(陳情審査報告書朗読)

別添参照

引き続きまして、本案に対して補足説明を申し上げます。

当市の母子福祉会は会員数約百名で、役員は会長以下十八名であります。  
年間十五回程度の役員会が開かれており、また年一回六、七〇%の会員参加による  
総会も開かれております。事業としてはカーネーションづくりや母子家庭の小中学生の

入学、卒業時に記念品を送るとか、会員相互の親睦等の事業を行っており、西多摩地区でのこのような団体の中ではモデル的な優秀な会であります。またこの団体に対する補助については社会福祉協議会より年額三万円の補助がされているものの、対象は母子ということから会の運営もなかなかきびしいようであるとの担当所長よりの説明がありました後、質疑に入りました。市としても最近のきびしい社会情勢の中でもあり、この団体の今後の育成と福祉向上の面からも積極的に援助すべきであるとの委員の意見の一致を見まして、当委員会としましては全員異議なく採択することに決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定とおり御採択されますようお願い申し上げます。補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

陳情第三号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よつて陳情第三号は委員

会報告とおり採択と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第五陳情第四号教育施設整備に関する陳情書を

議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務委員長田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君)

審査報告をいたします。

(陳情審査報告書朗読)

別添参照

引き続いて補足説明をいたします。

PTA連合会において、お願い事項に本陳情の内容は含まれているのか。陳情内

容についての現状を掌握しているのか等の活発な意見があり、現地視察をすべきであるとのことで、審査途中において二、三の校舎を視察いたし、審査資料といたしました。その結果、理事者側としては、いままでに本件は破損個所の早期修理として願ひ書に入っておりましたが、最近防衛施設方でも三年前より本窓枠の件について取り上げており、当市としても四校は十年経過しており多額の費用が修理費としてかかるので認めてくれるよう要望いたしましたか認められなかった。しかしながら五十一年度予算には一小、二小、一中、二中の窓枠等の修理等々の予算二億三千万円ほどの補助を申請しているので、五十一年度予算獲得の関連もあるので、本陳情が採択になればこれを持って再度防衛施設方をお願いに行くとの理事者側の答弁もありました。また委員より窓枠の塗装費用だけでもどの程度かかるのかとの発言に対し、取りあえず四校だけでも一千五百五十万円ほどかかるとの答弁があり、その他活発な意見があった後、採決いたしましたところ全会一致をもって採択すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議願ひまして、当委員会の決定とおり御採択くださいますようお願いいたします。補足説明といたします。

議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

陳情第四号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員

会報告とおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって陳情第四号は委員

会報告とおり採択と決定いたしました。

議長(貫井喜代次君)

日程第六陳情第五号夏季手当等に関する陳情書を

議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願ひます。

(建設委員長宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 審査報告をいたします。

(陳情審査報告書朗読)

引き続き補足説明を申し上げます。

本件については、例年出されている内容の陳情でありまして、委員より近隣市町との関連もあるので理事者サイドでよく検討願いたいとの要望があり、本件については全員一致採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ慎重御審議賜わりまして、当委員会決定とおり採択されますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

陳情第五号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は委

員会報告とあり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五号は委員

会報告とおり採択と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第七陳情第六号民間日雇労働者の夏期手当支

給に関する陳情書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設委員長宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 審査報告をいたします。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

続きまして補足説明を申し上げます。

本件も先に採択されました陳情第五号と同様、例年他市町においても出づれているものであります。該当者は当市において三名ないし四名ということであり